


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
告示	
地籍調査の成果の認証(五二八・農山村振興課).....	1
既存の大規模小売店舗の変更に係る届出(五二九・商工業振興課).....	1
建築基準法による道路位置の指定(五三〇・仙北地域振興局建設部).....	2
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	2
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部).....	3

告 示

秋田県告示第五百二十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行った者の名称
増田町
- (二) 成果の名称
平鹿郡増田町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
平鹿郡増田町大字亀田の一部
実施年度及び認証面積
平成十四年度及び平成十五年度
〇・三八平方キロメートル
- (三)
- (四)

- (五) 認証年月日
平成十六年六月十五日
- (二) 調査を行った者の名称
皆瀬村

成果の名称

雄勝郡皆瀬村の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域

雄勝郡皆瀬村大字川向の一部

実施年度及び認証面積

平成十四年度及び平成十五年度

二・二五平方キロメートル

認証年月日

平成十六年六月十五日

秋田県告示第五百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年六月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アクト・ライズ 代表取締役 打川 敦
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクト・ライズショッピングモール
横手市安田字向田五十五番地外
変更しようとする事項
- (三) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
ア 変更前 二千九百三十平方メートル
イ 変更後 二千五百五十六平方メートル
- (四) 変更する年月日

- 一 平成十六年六月十五日
届出年月日
- 二 平成十六年六月十一日
関係書類の縦覧場所及び期間
- 三 縦覧場所
 - (一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 - 横手市役所 商業観光課
- 四 縦覧期間
平成十六年六月二十二日から同年十月二十二日まで
- 五 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見を述べる理由
- 秋田県告示第五百三十号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十六年六月二十二日
- 秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 仙北郡西仙北町刈和野字百人畑四番地 有限会社西和工業 代表取締役 鈴木 文子	道路の位置の指定箇所 大曲市花館字中野下川原三百十五番十六、三百十六番一	道路の延長 五十五・九メートル	道路の幅員 五メートル	指定年月日 平成十六年六月十四日
--	---	--------------------	----------------	---------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年六月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 雄和中央土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

河辺郡雄和町女米木字長面十五番地	安藤 一郎
" " " " 下黒瀬字町屋敷九十三番地一	伊藤 恒宣
" " " " 相川字台林三十一番地	渡辺 一孝
" " " " 種沢字岩瀬五十一番地	伊藤 善勇
" " " " 下黒瀬字白根沢二百九十三番地	堀井 久悦

(二)

河辺郡雄和町相川字高野百四十三番地	伊藤 錚悦
" " " " 字銅屋三百九番地	伊藤 洋文
" " " " 石田字前田百五番地一	伊藤 隆栄
" " " " 榑川字川端二百三十三番地	渡辺 久裕
" " " " 女米木字宝生口百七十九番地	石井 進
" " " " 平尾鳥字野田八十七番地四	齋藤 和夫
" " " " 榑川字中村七十一番地	山内 善美
" " " " 相川字高野百三十八番地	伊藤 邦夫
" " " " 平沢字大部三十五番地	伊藤 一敏
" " " " 種沢字戸草沢百五十一番地	鈴木 卓見
退任理事の住所及び氏名	
河辺郡雄和町女米木字長面五十七番地	安藤 登
" " " " 相川字高野百六十五番地	伊藤 耕次
" " " " 下黒瀬字湯野百六十七番地	長谷川 新太郎

ページ	段	行	正	誤
平成十五年十月二十八日(第千五百十七号)				掲載の秋田県告示第八百八十二号(道
				秋田県知事 寺田典城
				平成十六年六月二十二日
				土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県仙北南部土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年六月十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
				二 飯田川町土地改良区
				退任理事の住所及び氏名
				南秋田郡飯田川町和田妹川字山下五番地
				淡路 龍
				二 飯田川町土地改良区
				退任理事の住所及び氏名
				河辺郡雄和町女米木字長面五十七番地
				安 藤 登
				相川字高野百六十五番地
				伊 藤 耕 次
				下黒瀬字湯野百六十七番地
				長谷川 新太郎
				(四) 就任監事の住所及び氏名
				種沢字戸草沢百五十一番地
				鈴木 卓 見
				平沢字大部三十五番地
				伊 藤 一 敏
				相川字高野百三十八番地
				伊 藤 邦 夫
				椿川字中村七十一番地
				山 内 善 美
				平尾鳥字野田八十七番地四
				齋 藤 和 夫
				女米木字宝生口百七十九番地
				石 井 久 裕
				椿川字川端二百三十三番地
				渡 辺 隆 栄
				石田字前田百五番地一
				伊 藤 洋 文
				字銅屋三百九番地
				伊 藤 悦
				相川字高野百四十三番地
				伊 藤 悦
				下黒瀬字白根沢二百九十三番地
				堀 井 久 善
				種沢字岩瀬五十一番地
				伊 藤 善 勇
				相川字台林三十一番地
				渡 辺 一 孝
				下黒瀬字町屋敷九十三番地一
				伊 藤 恒 宣
				河辺郡雄和町女米木字長面十五番地
				安 藤 一 郎
				(三) 就任理事の住所及び氏名

路区域の変更)
(原稿誤り)

三

終わりから
五〇八

由利郡岩城町内道川字馬場四二番一地先から字内
まで

道川八五番三
は、
由利郡岩城町内道川字馬
まで

道四二番一地先から字内道川八五番三
の誤り。

由利郡岩城町内道川字馬場四三番一地先から字川
先まで

向四四番二地
は、
由利郡岩城町内道川字馬
先まで

道四三番一地先から字川向四四番二地
の誤り。

〇・一九四
は、
〇・二二〇
の誤り。

由利郡岩城町内道川字馬場四三番一地先から字川
で

四

三

終わりから
六

一〇五

の誤り。

字馬道四三番一地先から字川向四四番一地先ま

向四四番一地先ま

は、

由利郡岩城町内道川
で

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 印 刷 所

秋田株式会社
電話(082)8766000
FAX(082)8766000
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

